

建設委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設委員会規程の一部を改正する訓令

建設委員会規程（昭和30年岩手県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第6条 [略] 2 幹事長は <u>県土整備部河川港湾担当技監</u> をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。 (1)～(19) [略] 3・4 [略]	(幹事会) 第6条 [略] 2 幹事長は <u>県土整備部建設技術振興課の分掌事務を担当する担当技監</u> をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。 (1)～(19) [略] 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和5年5月16日から施行する。